

## 東部総合庁舎警備業務委託要領

### 第1 目的

東部総合庁舎の防犯、防火及び出入管理を確立する。

### 第2 警備方法

常駐警備

### 第3 警備対象

東部総合庁舎敷地内の建物並びにこれに付随する物件、及び沼津労政会館敷地

### 第4 警備配置

#### 1 閉庁時警備

警備員室を拠点として全館の内周及び外周の巡回警備を行う。巡回時以外は警備員室において出入管理、庁舎内各室の鍵の管理及び警備上の付帯業務を行い、異常事態発生に備えて待機する。夜間は2人1組で勤務し、交替で仮眠を取る。

#### 2 庁舎駐車場警備

- (1) 庁舎敷地内に進入する自動車に対し、誘導及び交通整理を実施する。
- (2) 庁舎に用事のない自動車が無断駐車しないように注意する。
- (3) ゆずりあい駐車場が適正に利用されるよう自動車を誘導する。
- (4) 駐車場で接触事故等が発生した場合、速やかに沼津財務事務所まで報告する。
- (5) 駐車場内にある電気自動車急速充電器の利用受付を行い、認証カードを貸し出す。また、利用者が充電終了した後に認証カードを返却させる。

### 第5 警備担当時間

- 1 平日は17:00から翌朝8:30まで15.5時間の閉庁時警備を行う。
- 2 庁舎の休日は8:30から17:30まで(1人)及び17:30から翌朝8:30まで(2人)の、延べ24時間の閉庁時警備を行う。
- 3 平日の8:30～17:00は駐車場の警備又は管理を行う。
- 4 閉庁時の夜間の各警備時間には5時間の仮眠時間が含まれる。

### 第6 服装及び装具

警備員は制服、制帽を着用し、警棒、警笛を装備する。服装及び装具はいずれも受注者が支給する。

### 第7 人員の確保及び届出

受注者は、警備員の労働条件が労働基準法に抵触しないよう、適切な人員を確保する。また、派遣する警備員の履歴書を届け出て、発注者の承認を得ることとし、警備員に異動のある場合も同様とする。なお、派遣する警備員は受注者の従業員とする。

### 第8 その他

- 1 前年度からの業務の引継ぎは、前年度契約業者と協議の上、速やかに行う。
- 2 警備員の勤務は、「東部総合庁舎警備員勤務要領」で別に定める。
- 3 この要領に示されていない細部の事項及び業務実施中に生じた疑義については、発注者と協議する。

## 東部総合庁舎警備員勤務要領

- 1 警備員は、平日に上番（下番）する場合、勤務開始（終了）時に発注者へ上番（下番）報告を行うとともに諸事項の申し送りを受ける。
- 2 警備員は下番時に定められた業務日誌及び記録票を提出する。
- 3 警備員は職員及び来庁者に対し良い印象を与えるよう努め、定められた制服を着用し、品位と清潔を保つとともに、言動に注意する。
- 4 警備員室には必要以外の者をみだりに立ち入らせない。また、物品の預かり及び用件を発注者の指示により行う。
- 5 派遣された警備員は警備要領等の内容を熟知する。
- 6 警備員は下記の任務を行う。
  - (1) 防火管理
    - ア 火災になりやすい箇所の点検
      - ・ 各階湯沸室
      - ・ 実験室等火気使用箇所（別紙参照）
      - ・ 危険物、特殊可燃物の使用箇所（別紙参照）
      - ・ 事務機械及び電気器具の電源コードの差し込み
      - ・ たばこの吸い殻
    - イ 消防設備に対する点検
      - ・ 消火器の位置
      - ・ 火災報知機、表示灯、火災報知警報盤の動作
      - ・ 消火器、消火栓の前の障害物
      - ・ 避難通路、避難階段の障害物
    - ウ その他の防火管理に必要な事項
      - ・ 火災発生時の消防署及び発注者等への連絡
      - ・ 在庁者の避難誘導
      - ・ 初期消火
  - (2) 防犯管理
    - ア 窓、扉、シャッター等開口部の施錠及び異常の有無の確認
    - イ 出入者の管理、残務者の確認及び敷地内徘徊者の早期発見
    - ウ 庁舎内外の鍵等の受け渡し、保管及び記録の確認（事務室、会議室、公用車等）
    - エ 駐車場の開放及び閉鎖
    - オ 駐車場内の不審車両、無許可駐車車両の発見
    - カ 時間外電話及び来庁者の対応、伝言の受付け
    - キ 門扉、柵、街灯等の破損の点検
    - ク 庁舎出入り口の開放及び閉鎖
    - ケ その他防犯管理に必要な事項
      - ・ 犯罪等発生時の警察及び発注者等への通報
      - ・ 在庁者の避難誘導
  - (3) 施設、設備の保安管理
    - ア 洗面所等での放水の有無の確認と処置
    - イ 不必要電灯の消灯及び必要電灯の点灯
    - ウ その他施設、設備の保安管理上必要な事項

(4) 緊急連絡網

以下の事項について緊急連絡があった場合には、緊急連絡網により連絡をする。

ア 沼津財務事務所

- ・ 災害その他東部総合庁舎管理に関する緊急連絡について

イ 東部健康福祉センター

- ・ 病院等の医療事故に関する緊急連絡について
- ・ 精神障害者の通報等に関する緊急連絡について
- ・ 生活保護に関する緊急連絡について
- ・ 感染症の発生に関する緊急連絡について
- ・ 結核の発生に関する緊急連絡について
- ・ 食中毒の発生に関する緊急連絡について
- ・ 吠傷犬事故の発生に関する緊急連絡について
- ・ 飲料水事故の発生に関する緊急連絡について
- ・ 毒劇物事故の発生に関する緊急連絡について
- ・ 産業廃棄物事故の発生に関する緊急連絡について
- ・ 生物化学テロに関する緊急連絡について
- ・ 自然災害の発生に関する緊急連絡について
- ・ その他緊急を要する事項に関する緊急連絡について

ウ 沼津土木事務所

- ・ トンネル監視盤子機作動時の操作及び緊急連絡について
- ・ 沼津土木事務所所管施設に関する事故等発生時の緊急連絡について

エ 東部農林事務所

- ・ 家畜伝染病関連業務に関する緊急連絡について
- ・ 鳥獣保護関連業務に関する緊急連絡について
- ・ 林野火災対応業務に関する緊急連絡について
- ・ 農業用水（小山町、御殿場市、裾野市）の漏水等に関する緊急連絡について

オ 東部地域局

- ・ 管内市町から風水害等による被害報告に関する緊急連絡（防災専門員への伝達）について

カ 東部出納室

- ・ 災害その他東部総合庁舎公用車に関する緊急連絡について

キ 御殿場健康福祉センター

- ・ 食中毒の発生に関する緊急連絡について

(5) その他

ア 花壇・プランター等の管理（水やり等）

イ 国旗、県旗の掲揚（雨天時は除く）及び降納

7 この要領に示されていない細部の事項及び業務遂行中に生じた疑義については発注者と協議し、現場の状況に応じて指示を受けて誠意をもって行う。

## 1 実験室等火気使用箇所

- (1) 本館低層棟 1 階
  - ・ 環境衛生分析室
- (2) 本館低層棟 2 階
  - ・ 細菌検査室
- (3) 本館高層棟 3 階
  - ・ 食堂
- (4) 別棟
  - ・ 1 階シャワー室
  - ・ 2 階給湯室
- (5) トレーニングルーム
  - ・ シャワー室
- (6) 動物一時抑留所

## 2 危険物、特殊可燃物の使用箇所

- (1) 本館低層棟 1 階
  - ・ 軽油分析室
- (2) 本館低層棟 2 階
  - ・ 細菌検査室
- (3) 防災用発電機
- (4) 非常用発電機
- (5) 発動発電機燃料備蓄用少量危険物保管庫

東部総合庁舎閉庁時警備時間割

時間	平日		休日		時間
	警備員 A	警備員 B	警備員 A	警備員 B	
8:30					8:30
9:00					9:00
9:30					9:30
10:00					10:00
10:30					10:30
11:00					11:00
11:30					11:30
12:00					12:00
12:30					12:30
13:00				室詰待機 出入管理	13:00
13:30					13:30
14:00					14:00
14:30					14:30
15:00					15:00
15:30					15:30
16:00					16:00
16:30					16:30
17:00					17:00
17:30	出入管理				17:30
18:00	(閉門) 外周巡回	出入管理			18:00
18:30				館内巡回	18:30
19:00					19:00
19:30		館内巡回			19:30
20:00					20:00
20:30					20:30
21:00			室詰待機 出入管理		21:00
21:30	室詰待機 出入管理				21:30
22:00				仮眠	22:00
22:30					22:30
23:00					23:00
23:30		仮眠			23:30
0:00					0:00
0:30					0:30
1:00			館内巡回		1:00
1:30	館内巡回				1:30
2:00					2:00
2:30					2:30
3:00					3:00
3:30				室詰待機 出入管理	3:30
4:00			仮眠		4:00
4:30	仮眠	室詰待機 出入管理			4:30
5:00					5:00
5:30					5:30
6:00					6:00
6:30					6:30
7:00					7:00
7:30		(開門) 外周巡回	室詰待機 出入管理	(開門) 外周巡回	7:30
8:00	出入管理				8:00
8:30					8:30

\*承認します

東 部 総 合 庁 舎 警 備 業 務 日 誌

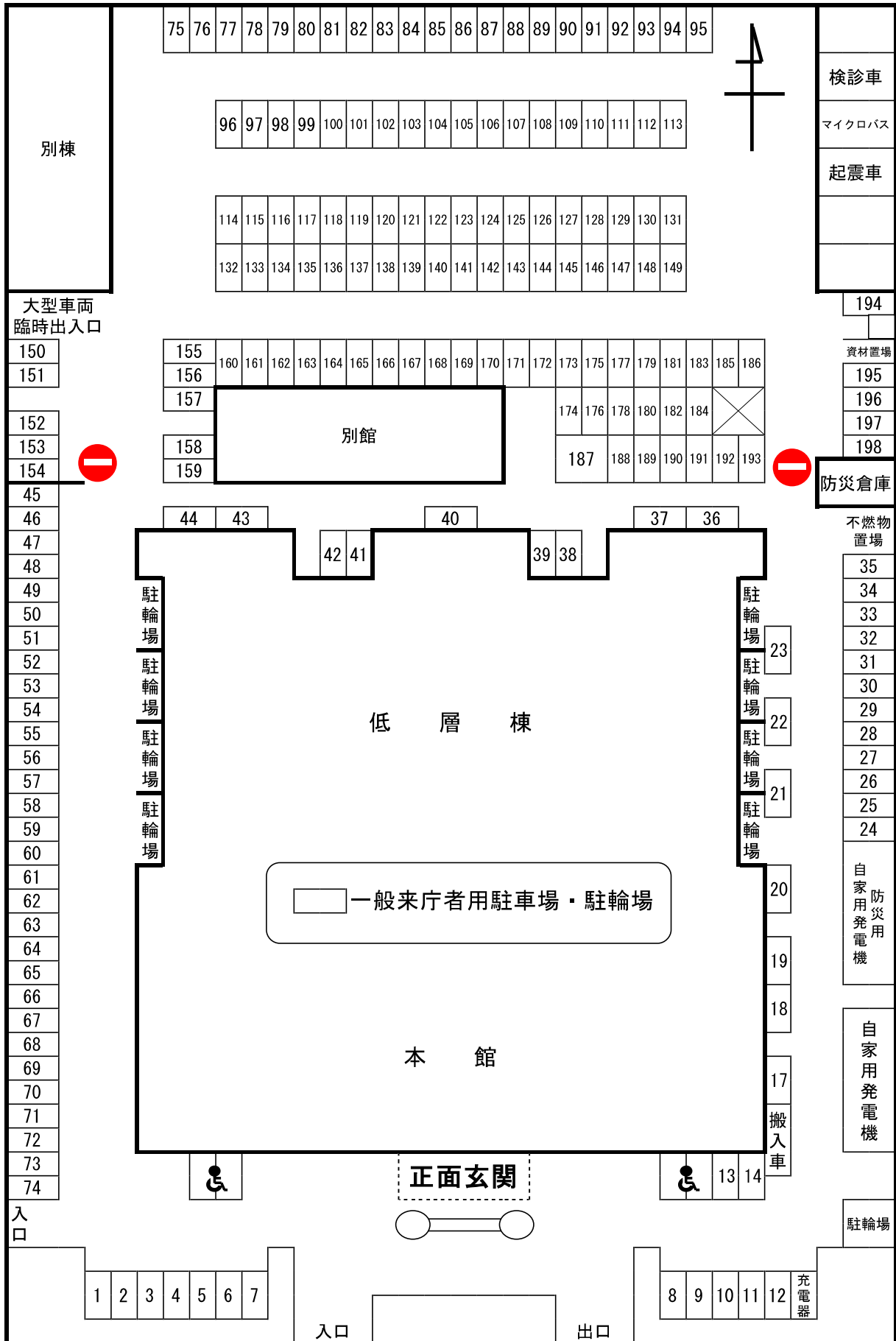
沼津財務事務所	
---------	--

令和 年 月 日 ( 曜日)					天 候 午 前 午 後			
警 備 員	勤 務 時 間	氏 名		印	巡 回 警 備 の 状 況	第 1 回 巡 回	:	外 周 巡 回 各 所 点 検
	:	~	:			第 2 回 巡 回	:	別 館 細 密 巡 回 各 所 点 検
	:	~	:			第 3 回 巡 回	:	本 館 定 時 各 所 点 検
	:	~	:			第 4 回 巡 回	:	外 周 各 所 点 検
	:	~	:			第 5 回 巡 回	:	別 館 細 密 各 所 点 検
	:	~	:			第 6 回 巡 回	:	本 館 定 時 各 所 点 検
	:	~	:			第 7 回 巡 回	:	外 周 巡 回 各 所 点 検
	:	~	:				:	
正 面 出 入 口	開 門	:	閉 門	:	点 検 内 容	良・否	異 常 個 所	
正 面 玄 関	開 扉	:	閉 扉	:	扉 ・ 窓 の 施 錠			
本 館 北 側	開 扉	:	閉 扉	:	電 源 、 電 気 器 具			
別 館 入 口	開 扉	:	閉 扉	:	ガ ス 栓 、 ガ ス 器 具			
		:		:	電 灯 ・ 照 明			
		:		:	灰 皿 ・ 吸 殻			
		:		:	消 火 器 ・ 火 災 報 知 器			
		:		:	水 道 栓 ・ 便 所 ・ 建 物			
特記事項					雨 漏 り			
					駐 車 場 ( 無 届 駐 車 )			
					不 審 者 、 不 審 物			
					警 報 装 置			

特記事項

沼津財務事務所指示事項

労政会館



別棟

大型車両  
臨時出入口

150  
151

152  
153  
154

45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74

入口

1 2 3 4 5 6 7

入口

正面玄関

出口

8 9 10 11 12 充電器

75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95

96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113

114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131

132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149

155 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 175 177 179 181 183 185 186

156 157 別館 174 176 178 180 182 184

158 159 187 188 189 190 191 192 193

44 43 40 37 36

42 41 39 38

駐輪場  
駐輪場  
駐輪場  
駐輪場

低層棟

一般来庁者用駐車場・駐輪場

駐輪場  
駐輪場  
駐輪場  
駐輪場

23  
22  
21  
20  
19  
18  
17  
搬入車

駐輪場

検診車  
マイクロバス  
起震車

194  
資材置場  
195  
196  
197  
198

防災倉庫

不燃物置場  
35  
34  
33  
32  
31  
30  
29  
28  
27  
26  
25  
24

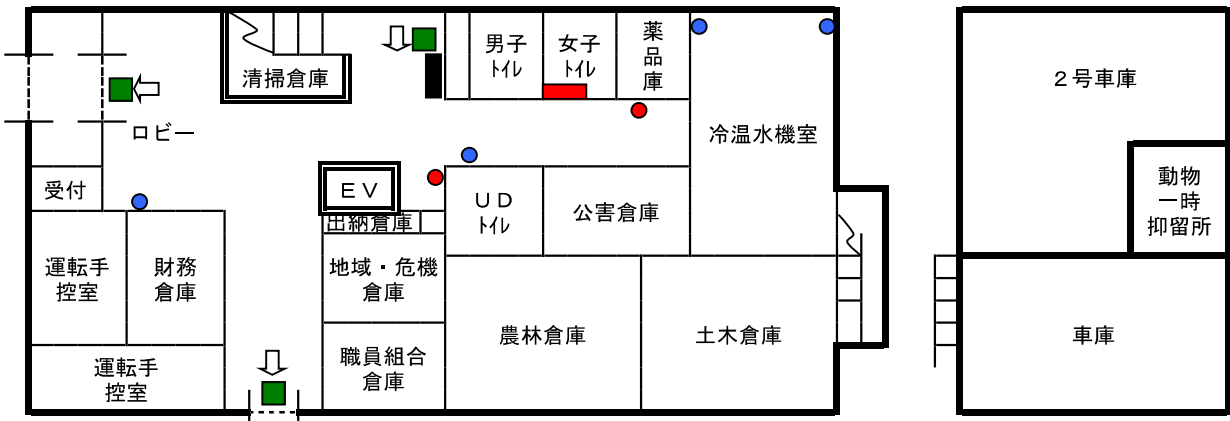
自家用発電機  
防災用

自家用発電機

駐輪場

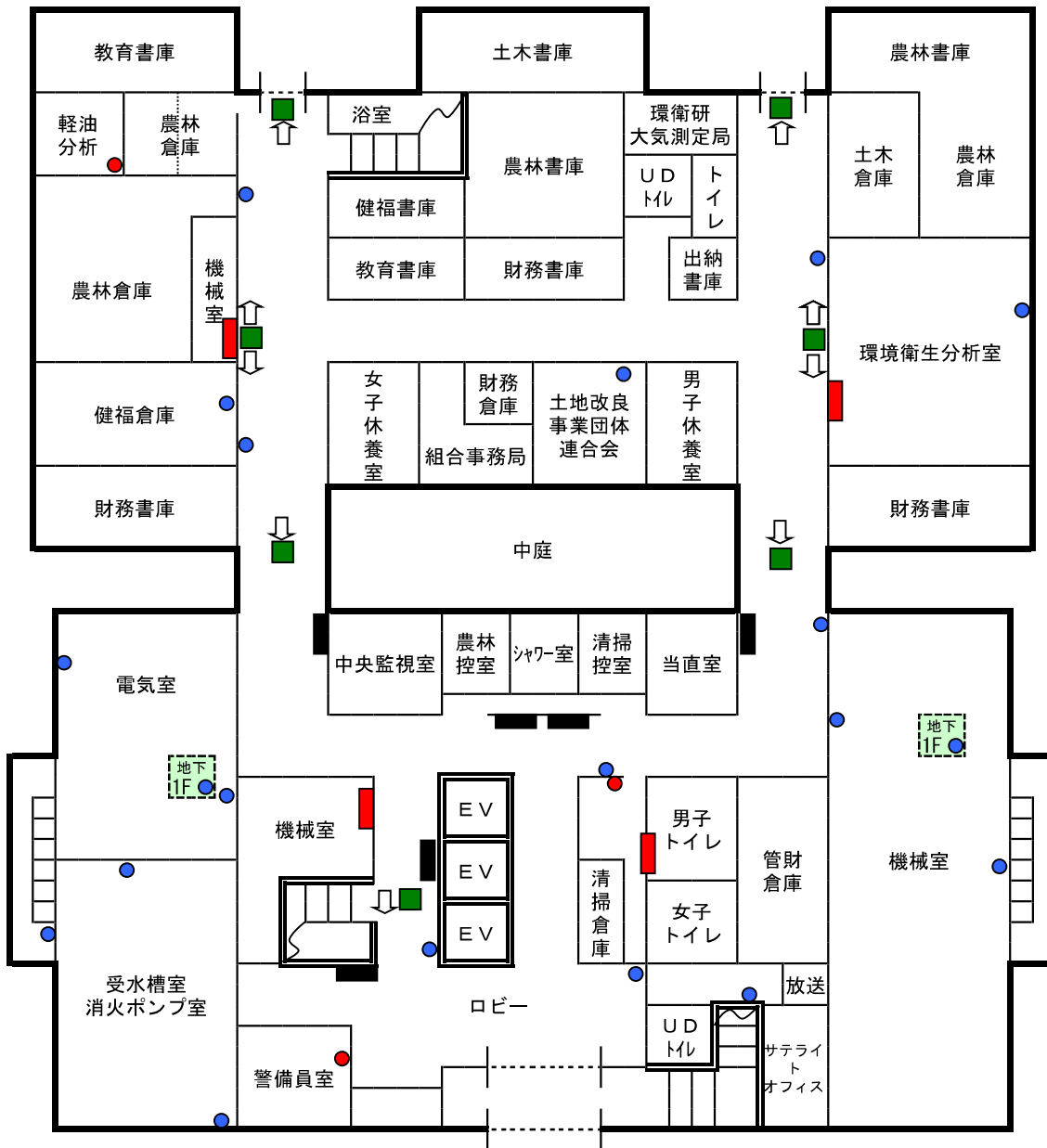


# 別館 1階



少量危険物保管庫

# ↓ 低層棟1階

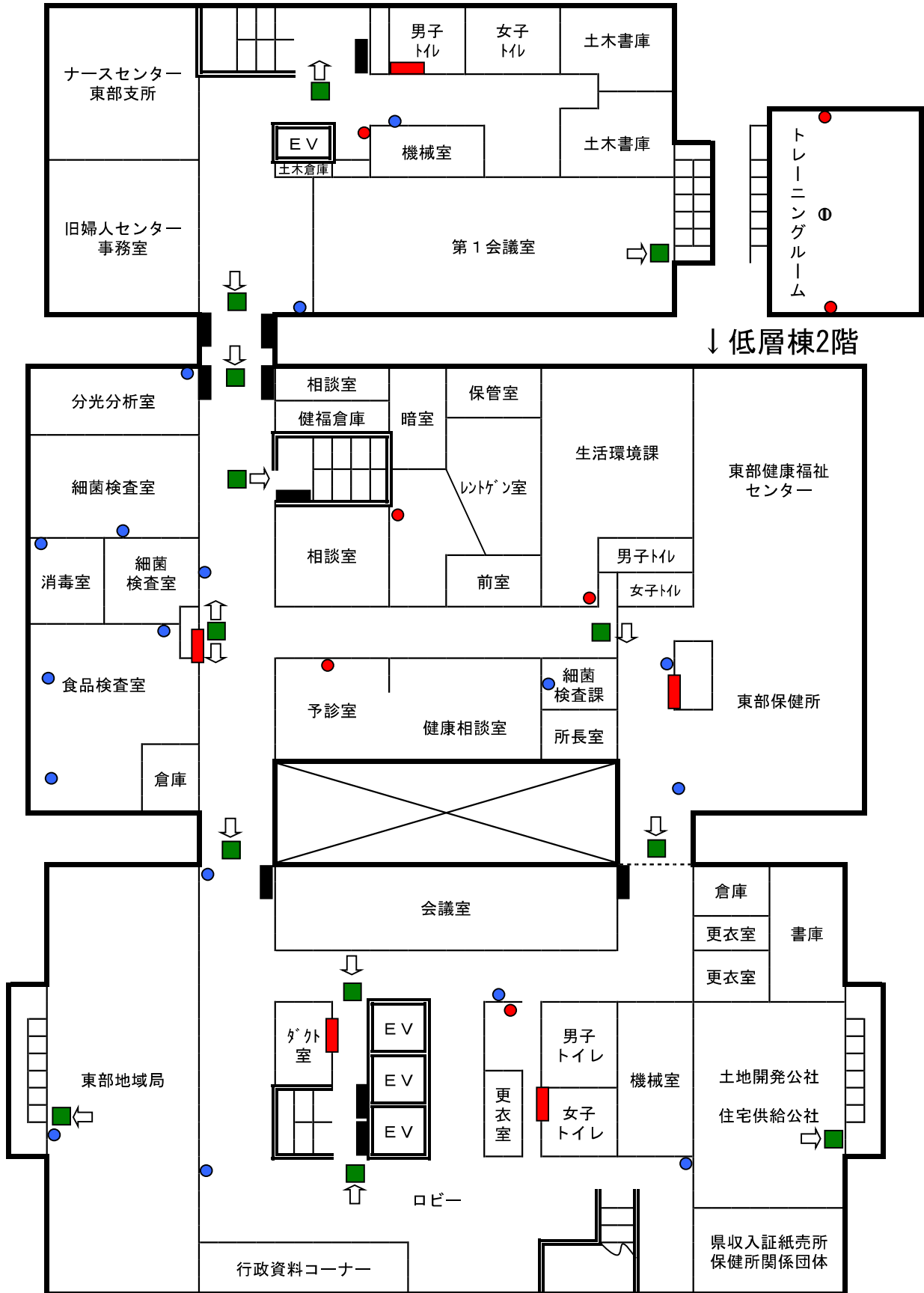


	屋内消火栓	
	誘導灯	
	防火扉	
	火災報知器	
	避雷針	
	避難通路方向	
消火器		4型消火器
		10型消火器
		20型消火器
		50型消火器



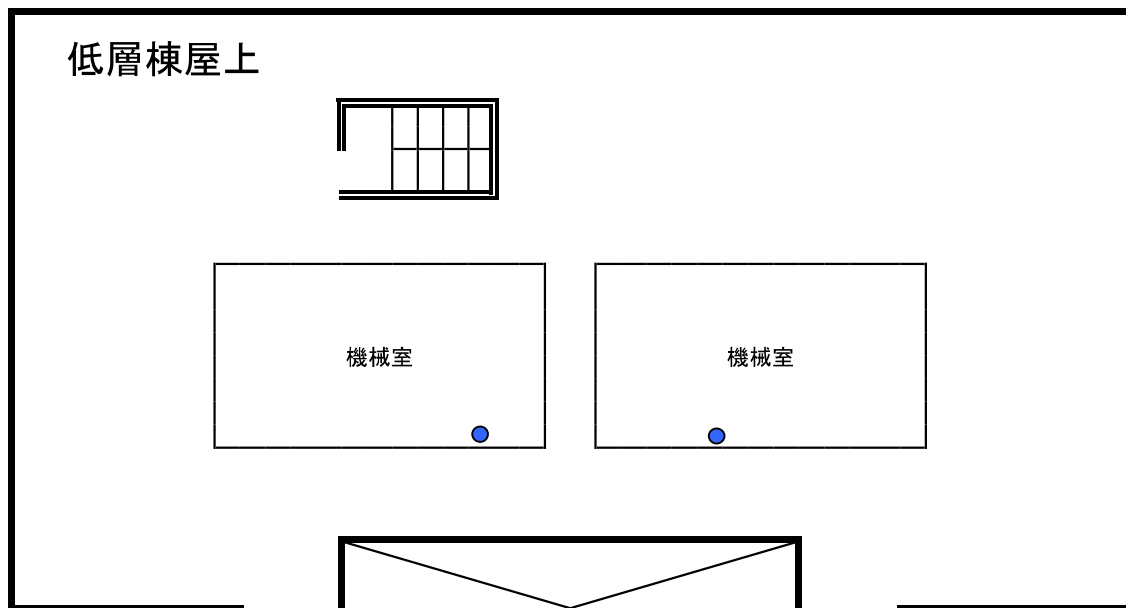
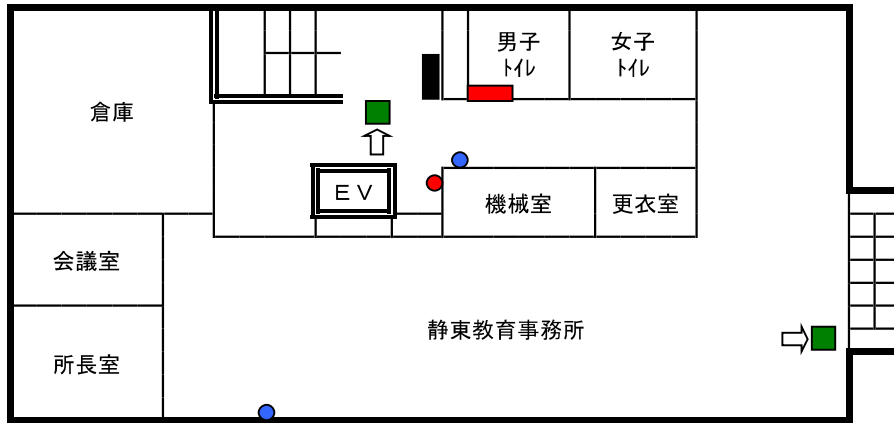
# 本館 1階

# 別館 2階



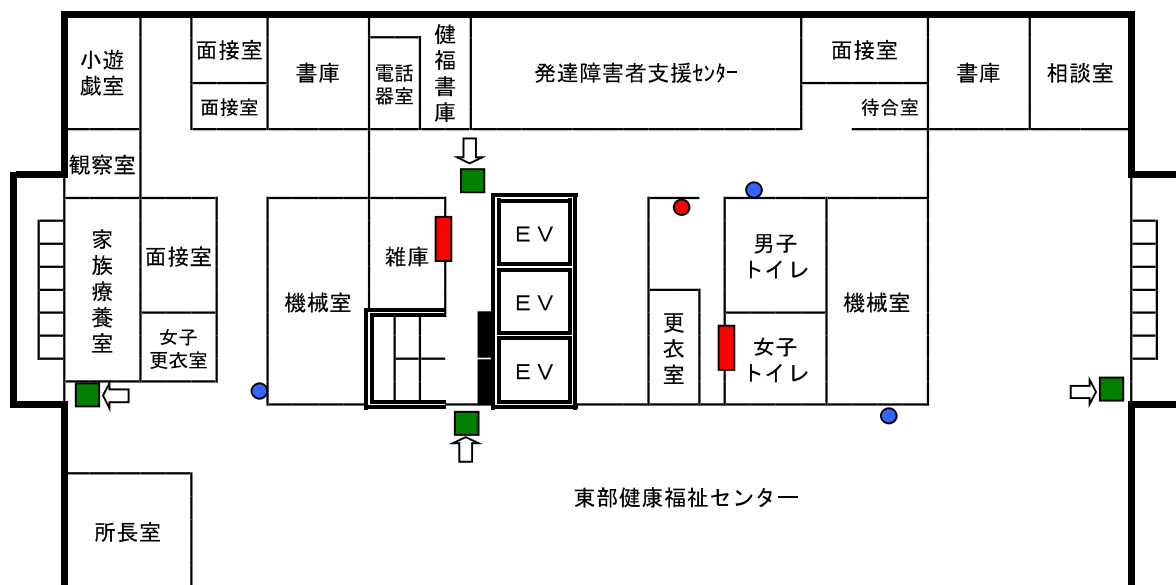
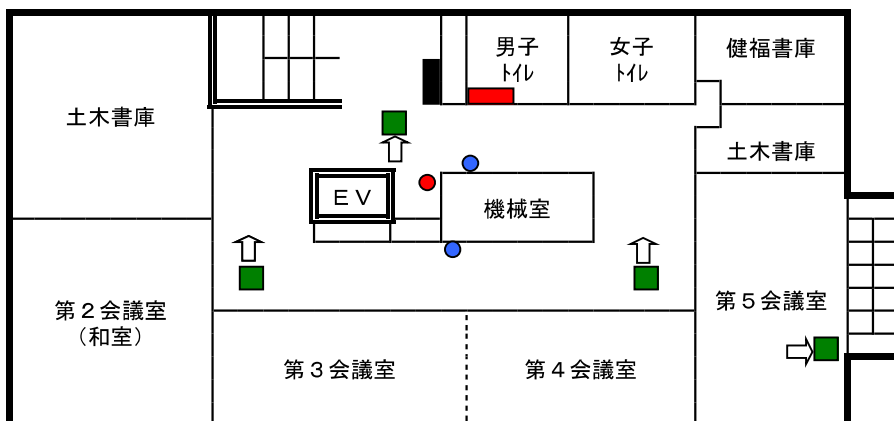
# 本館 2階

### 別館3階



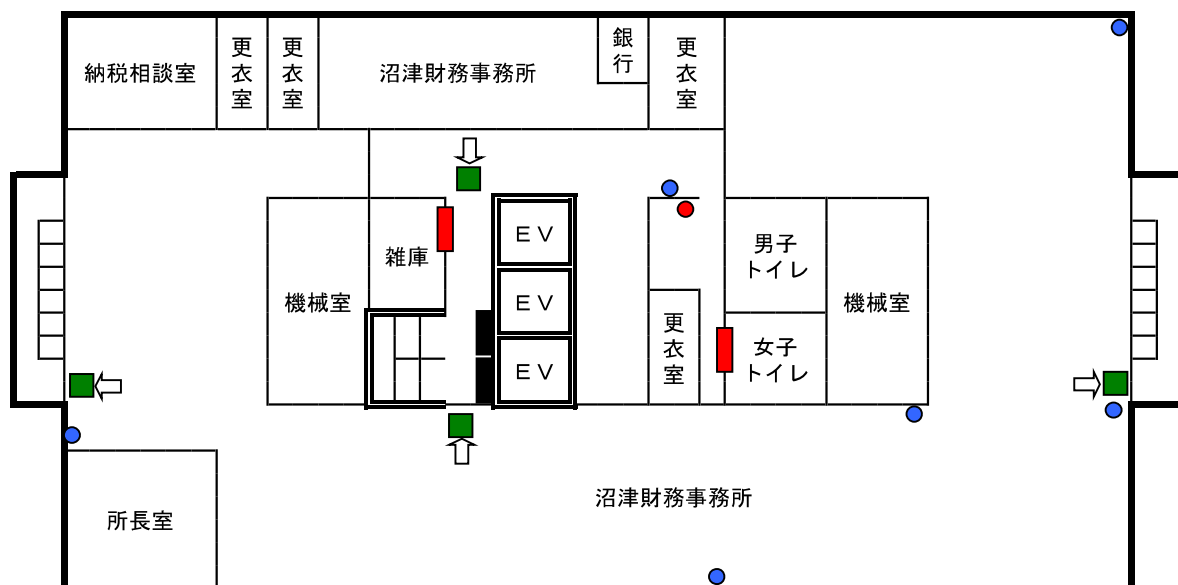
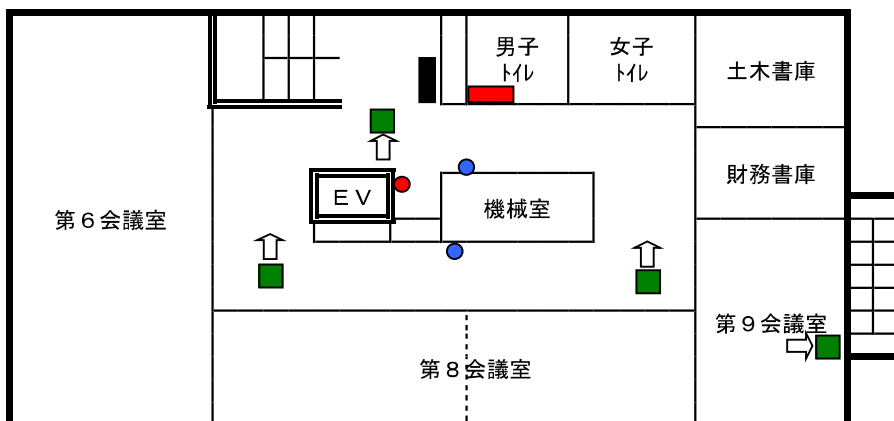
### 本館3階

# 別館 4 階



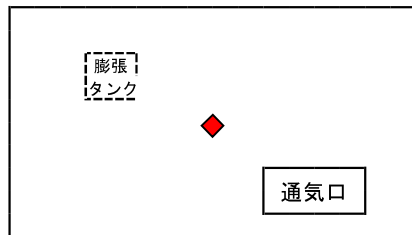
# 本館 4 階

# 別館5階

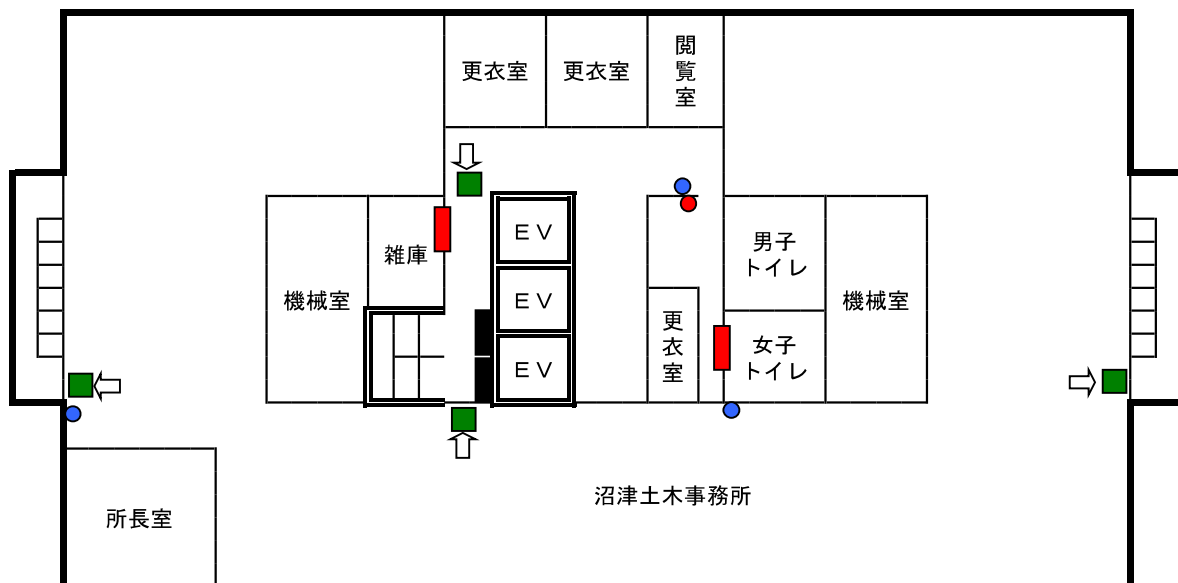
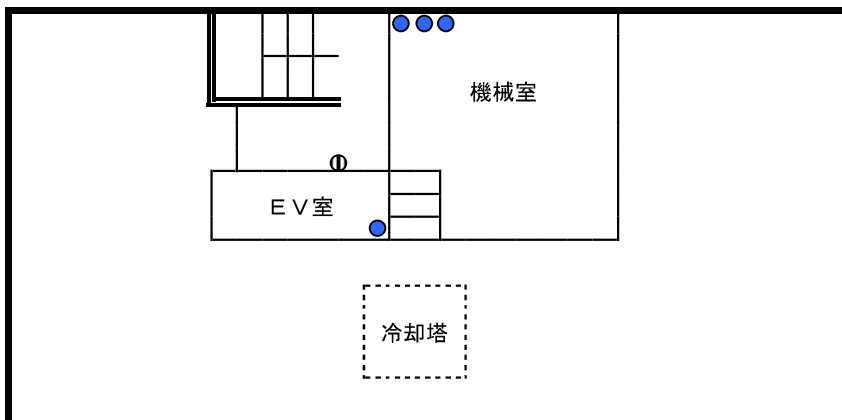


# 本館5階

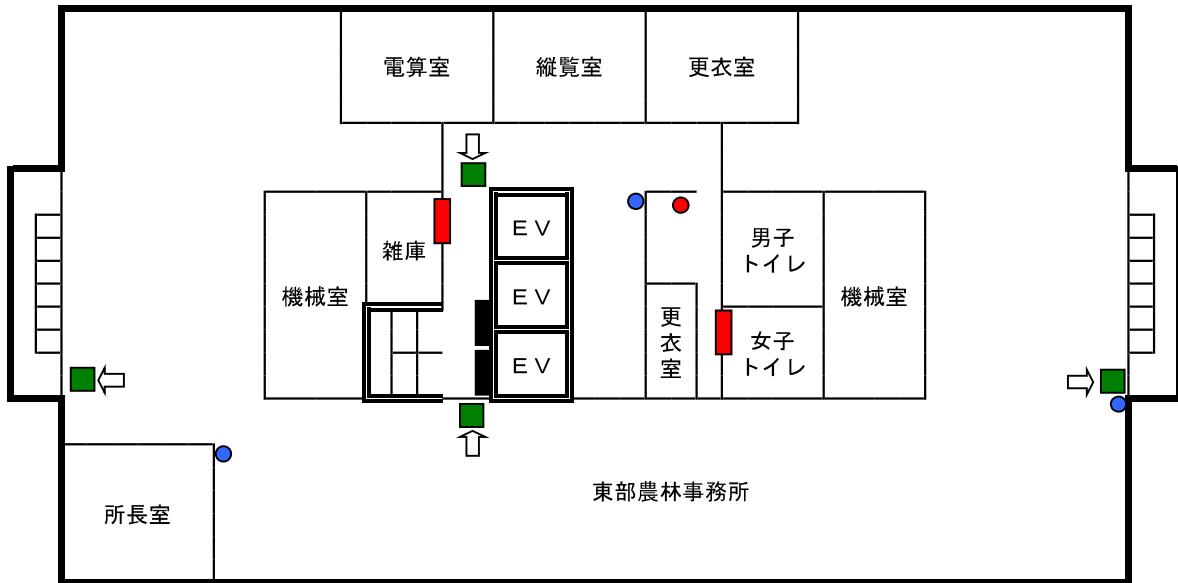
# 別館屋上 2階



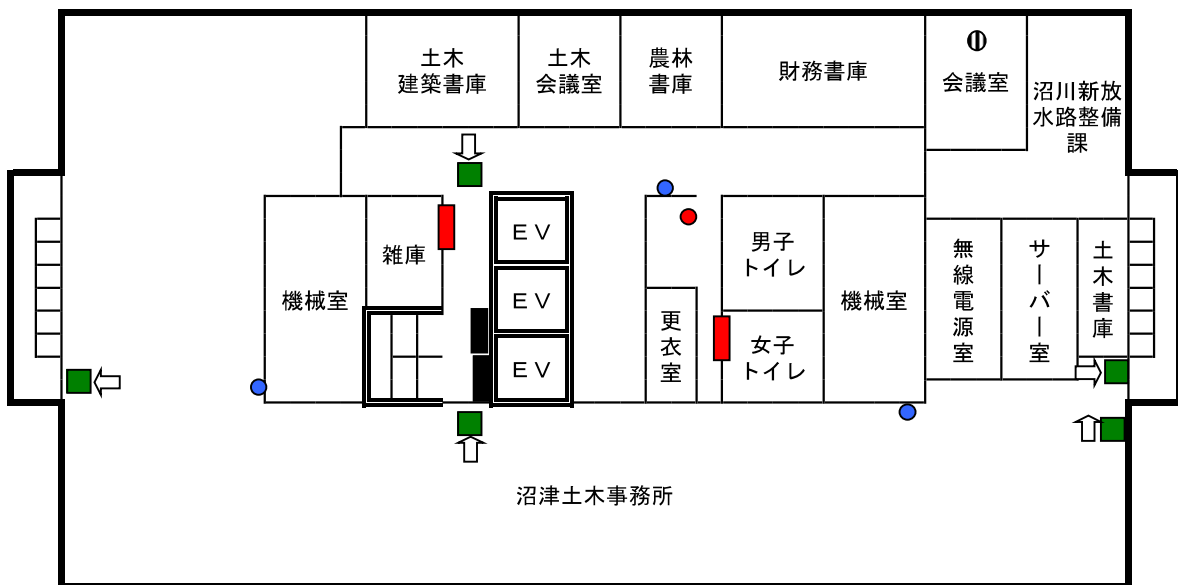
# 別館屋上



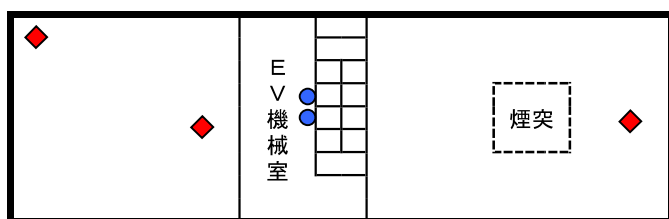
# 本館 6階



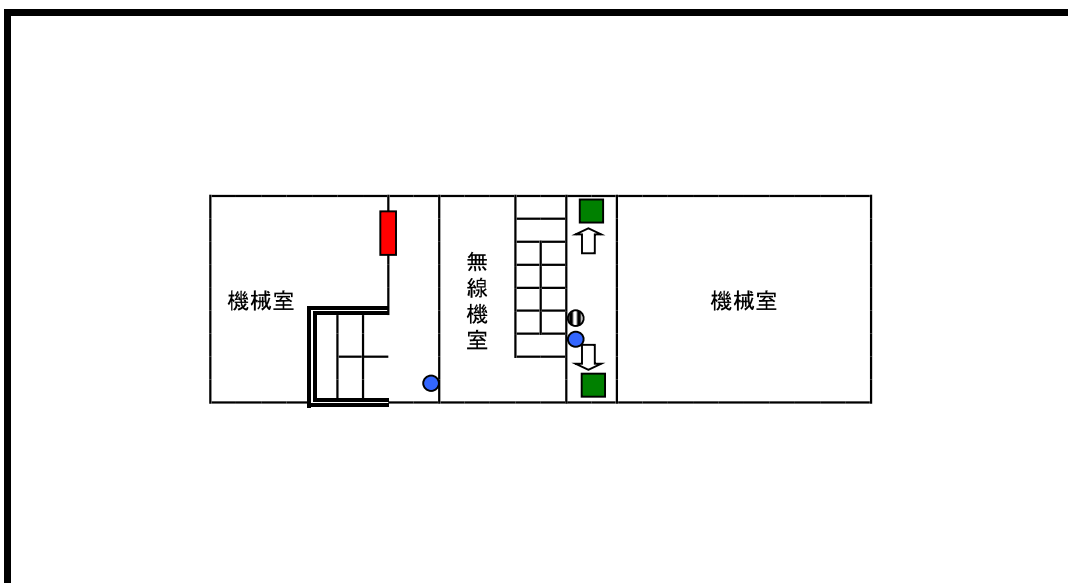
本館 7 階



本館 8 階

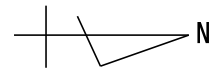


本館屋上 2 階

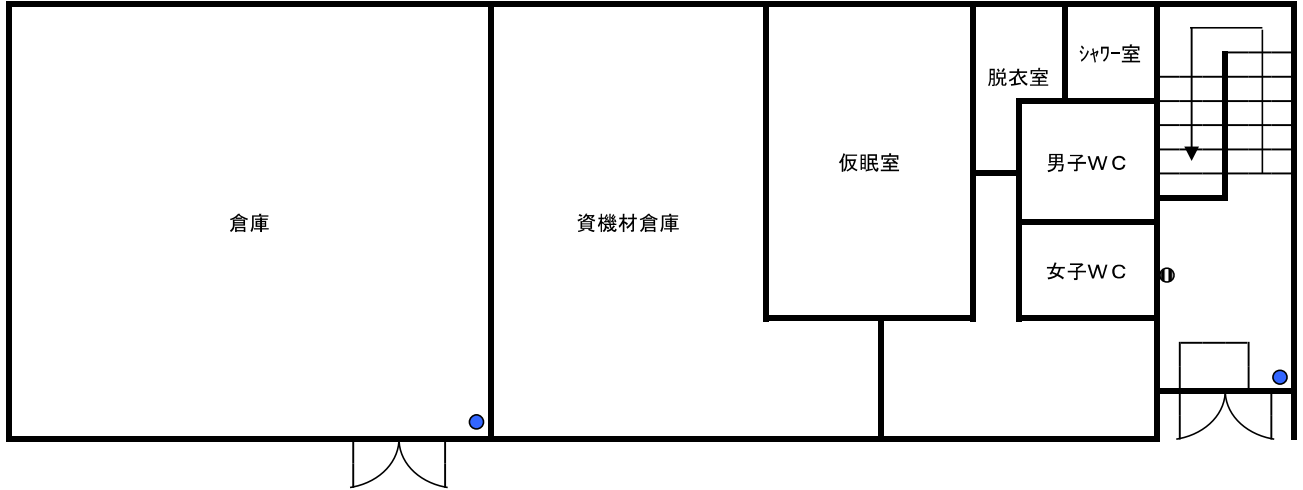


本館屋上 1 階





別棟1階平面図



別棟2階平面図

